

# 医療保険制度における押印の見直しについて

# 押印原則の見直し

## 経緯

- 新型コロナウイルス感染症への緊急対応を契機として、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等において、行政手続における押印原則の見直しが明記された。

## 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

### 6. デジタルガバメント分野（3）新たな取組 ＜行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し＞

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行う。

【可及的速やかに緊急対応措置、制度的対応については令和2年措置、令和2年中に措置できないものは、令和3年以降速やかに措置】

## 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きできるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組み、目標に基づき進捗管理を行う。

# 押印原則の見直し

デジタル改革閣僚会議 河野内閣府特命担当大臣発言（令和2年9月23日）（抄）

行政のオンライン化・デジタル化を妨げるものの1つに、判子がございます。民間から行政機関に申請などの手続が必要なものは2万2千件余りありますが、その内の約半分1万1千件に押印を求める手続がございます。この中で、印鑑証明が必要なもの、あるいは銀行印が必要なもの、契約書が必要なものを除いたものについては、ただ単に判子を押していますというだけですから、これは月内にも廃止をしたいと思います。今申し上げたような、印鑑証明が必要なもの、銀行印が必要なものや契約書以外の形態で、どうしても判子を残さなければならないような手続があれば、9月中にお届けをいただき、それ以外のものについては速やかに廃止をすることにしたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

# 改正対象となるものの考え方

- 保険局所管の法令（法律・政令・省令・告示）等において、行政機関等（国、地方公共団体、健康保険組合、協会けんぽ、審査支払機関等。以下同じ。）への申請、届出等の手続のうち、国民や事業者等に対して押印を求めている手続を改正対象とする。
- 民・民間の手続において、国民や民間事業主等に対して押印を求めているものは、改正対象としない。
- 行政機関等が国民や事業者等に発行する書面における押印は、改正対象ではない。
- 署名のみを求めている手続は、改正対象ではない。

# 改正事項一覧

法令	条項	手続
社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和28年政令第190号）	第2条第1項	文書での審査請求又再審査請求
	第2条第2項	文書での審査請求又再審査請求
	第3条第2項	口頭での審査請求又は再審査請求
	第9条の2第1項	審査請求又は再審査請求の取下げ
前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）	第30条第1項	基金高齢者医療制度債券の申込み
健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）	第82条第3項	移送費の支給の申請
	第84条第3項	傷病手当金の支給の申請
	第87条第4項	出産手当金の支給の申請
	第99条第3項	特定疾病の認定の申請
	様式第1号	健康保険任意適用申請書
	様式第2号	健康保険任意適用取消申請書
	様式第3号、様式第3号の2	健康保険被保険者資格取得届
	様式第4号	健康保険被保険者報酬月額算定基礎届
	様式第5号	健康保険被保険者報酬月額変更届
様式第6号	健康保険被保険者賞与支払届	

# 改正事項一覧

法令	条項	手続
健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）	様式第7号	健康保険被保険者氏名変更届
	様式第8号、様式第8号の2	健康保険被保険者資格喪失届
	様式第18号	健康保険印紙購入通帳
	様式第19号(1)(2)	健康保険印紙受払等報告書
船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）	第67条第3項	移送費の支給の申請
	第69条第3項	傷病手当金の支給の申請
	第79条第3項	出産手当金の支給の申請
	第88条第3項	特定疾病の認定の申請
	様式第3号	船員保険療養補償証明書
社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和28年厚生省令第43号）	別記様式	収入印紙を貼付するための書面
保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生労働省令第13号）	様式第一号（表面）	保険医療機関、保険薬局の指定の申請
	様式第一号の二（表面）	保険医療機関の指定の変更の申請
	様式第二号（表面）	保険医、保険薬剤師の登録の申請
国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）	第15条第1項	届出の記載事項等
	第27条の11第3項	移送費の支給申請

# 改正事項一覧

法令	条項	手続
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）	第60条第3項	移送費の支給の申請
	第62条第3項	特定疾病認定の申請
	第76条第2項	口頭による申請等
保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）	11（3）	患者申出療養の申出に係る意見書作成
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第七条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第126号）	様式第一（一）	国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、医科・歯科における入院・入院外併用の診療報酬請求
	様式第一（二）	国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、医科における入院外の診療報酬請求
	様式第一（三）	国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、歯科における入院外の診療報酬請求
	様式第四	国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、調剤報酬請求
	様式第六	国民健康保険の被保険者に係るものに限る、医科・歯科の診療報酬請求
	様式第七	国民健康保険の被保険者に係るものに限る、調剤報酬請求書
	様式第八	後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る、医科・歯科の診療報酬請求
	様式第九	後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る、調剤報酬請求
訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第127号）	様式第一	国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者に係るものを除く、訪問看護療養費請求
	様式第二	国民健康保険の被保険者に係るものに限る、訪問看護療養費請求
	様式第三	後期高齢者医療の被保険者に係るものに限る、訪問看護療養費請求

施行期日：令和2年12月末（予定）